

第7章

推進体制の整備

1 地域資源の活用

現況と課題

地域福祉を推進していくための中心的な担い手となるのは、地域住民一人ひとりであり、56万の市民の中には、様々な知識や技術、経験を持った人財が数多く存在していますが、そうした方々を発掘していくための仕組みが整備されておらず、地域のリーダーとして活躍する場も十分に設けられているとは言えません。

また、地域福祉活動の推進には、活動の拠点となる施設を確保していくことが必要であり、現在は、公民館を中心に活動が行われていますが、生涯学習ニーズの高まりとともに、会場の確保が難しくなっています。

さらに、少子・高齢化の進展に伴い、後継者が見つからずに閉店する商店等も増えるものと予想されることから、商店街における空き店舗の有効活用等についても考えていく必要があります。

施策の方向

地域福祉の推進を図るため、人的・物的な地域資源の活用を図ります。

人的資源の確保・育成としては、ふなばし市民大学の充実や卒業生が自らの暮らす地域で活躍できる仕組みづくりを進めるとともに、多くの市民が地域への参加に関心を持つことができるよう、地域における各種イベントの開催を促進します。

さらに、社会福祉協議会^{※①}のボランティアセンターと駅前のフェイスビル内に設置している市民活動サポートセンター^{※②}との連携を深め、「地域福祉の推進を目的とする団体」として社会福祉法に規定されている社会福祉協議会・地区社会福祉協議会と地域福祉活動に関心のある個人や既に地域で活動をしているNPO・ボランティア団体等との連携が取りやすい体制づくりを進めます。

また、活動拠点の確保としては、新規に建設する公共施設における地域福祉活動スペースの確保や学校の余裕教室の活用等を進めるとともに、地域にある町会・自治会館の有効利用や福祉サービス事業者の施設の開放、商店街の活性化に伴う空き店舗の再利用等を進め、必要な活動拠点の確保を図ります。

東部地区地域資源一覧

人口	総人口	160,557
	年少人口(0歳~14歳)	23,045
	生産年齢人口(15歳~64歳)	113,663
	高齢人口(65歳以上)	23,849
	高齢化率(%)	14.9
	世帯数	66,505

高齢者関連施設	老人福祉センター	1
	老人憩の家	20
	ゲートボール場	6
	在宅介護支援センター	5
	訪問看護ステーション	5
	デイサービスセンター	4
	特別養護老人ホーム	3
	養護老人ホーム	0
	軽費老人ホーム・ケアハウス	1
高齢者関連施設計	45	

障害者関連施設	知的障害児通園施設	0
	簡易マザーズホーム	1
	親子教室	1
	ことばの相談室	0
	知的障害者更生施設(通所)	0
	知的障害者更生施設(入所)	0
	知的障害者授産施設	0
	身体障害者福祉施設	1
	身体障害者療護施設	0
	障害者授産施設※小規模含	0
	福祉作業所(知・身・精)	7
	地域生活支援センター	0
	精神障害者生活訓練施設	0
	障害者関連施設計	10

子育て関連施設	保育所(公立)	4
	保育所(私立)	6
	幼稚園(私立のみ)	12
	子育て支援センター	0
	児童ホーム	5
	放課後ルーム	14
	小学校	15
	中学校	8
	高等学校	4
	養護学校	0
	大学(学部別)	3
	子育て関連施設計	71

保健医療関連施設	保健センター	1
	ケア・リハビリセンター	1
	病院・診療所	88
	歯科医院	84
	保健所	0
	看護学校	0
	公衆浴場	1
	保健医療関連施設計	175

生涯学習関連施設	公民館	5
	市民文化ホール	0
	市民文化創造館	0
	市民ギャラリー	0
	茶華道センター	0
	視聴覚センター	0
	図書館	1
	体育施設	3
	郷土資料館	1
	飛ノ台史跡公園博物館	0
	青少年会館	0
	女性センター	0
	市民センター	1
生涯学習関連施設計	11	

都市基盤施設等	街区公園	43
	近隣公園・地区公園	3
	総合公園・運動公園	0
	都市緑地	3
	児童遊園	47
	駅(路線別)	7
	郵便局	11
	警察署・交番・駐在所	5
	都市基盤施設等計	119

その他	出張所・連絡所(駅前含む)	4
	心配ごと相談所	1
	民生委員児童委員	207
	主たる事務所を置くNPO	20
	福祉ボランティア(団体)	50
	福祉ボランティア(人数)	1,252

※人口は平成16年10月1日を、それ以外は平成16年4月1日を基準に作成していますが一部例外もあります。

※①ボランティアセンター：35ページ注①を参照。

※②市民活動サポートセンター：59ページ注①を参照。

西部地区地域資源一覧

人口	総人口	125,545
	年少人口(0歳~14歳)	18,429
	生産年齢人口(15歳~64歳)	91,260
	高齢人口(65歳以上)	15,856
	高齢化率(%)	12.6
	世帯数	53,602

高齢者関連施設	老人福祉センター	1
	老人憩の家	10
	ゲートボール場	4
	在宅介護支援センター	4
	訪問看護ステーション	1
	デイサービスセンター	4
	特別養護老人ホーム	3
	養護老人ホーム	0
	軽費老人ホーム・ケアハウス	2
	高齢者関連施設計	29

障害者関連施設	知的障害児通園施設	0
	簡易マザーズホーム	0
	親子教室	0
	ことばの相談室	0
	知的障害者更生施設(通所)	1
	知的障害者更生施設(入所)	0
	知的障害者授産施設	0
	身体障害者福祉施設	0
	身体障害者療護施設	1
	障害者授産施設※小規模含	2
	福祉作業所(知・身・精)	5
	地域生活支援センター	0
	精神障害者生活訓練施設	0
	障害者関連施設計	9

子育て関連施設	保育所(公立)	4
	保育所(私立)	7
	幼稚園(私立のみ)	9
	子育て支援センター	0
	児童ホーム	3
	放課後ルーム	9
	小学校	9
	中学校	4
	高等学校	3
	養護学校	1
	大学(学部別)	0
	子育て関連施設計	49

保健医療関連施設	保健センター	0
	ケア・リハビリセンター	0
	病院・診療所	65
	歯科医院	62
	保健所	0
	看護学校	0
	公衆浴場	7
	保健医療関連施設計	134

生涯学習関連施設	公民館	5
	市民文化ホール	0
	市民文化創造館	0
	市民ギャラリー	0
	茶華道センター	0
	視聴覚センター	0
	図書館	1
	体育施設	1
	郷土資料館	0
	飛ノ台史跡公園博物館	0
	青少年会館	0
女性センター	0	
市民センター	1	
生涯学習関連施設計	7	

都市基盤施設等	街区公園	30
	近隣公園・地区公園	2
	総合公園・運動公園	1
	都市緑地	5
	児童遊園	30
	駅(路線別)	13
	郵便局	10
	警察署・交番・駐在所	6
	都市基盤施設等計	97

その他	出張所・連絡所(駅前含む)	3
	心配ごと相談所	1
	民生委員児童委員	137
	主たる事務所を置くNPO	16
	福祉ボランティア(団体)	23
	福祉ボランティア(人数)	394

※人口は平成16年10月1日を、それ以外は平成16年4月1日を基準に作成していますが一部例外もあります。

南部地区地域資源一覧

人口	総人口	95,765
	年少人口(0歳~14歳)	11,582
	生産年齢人口(15歳~64歳)	69,536
	高齢人口(65歳以上)	14,647
	高齢化率(%)	15.3
	世帯数	44,956

高齢者関連施設	老人福祉センター	1
	老人憩の家	14
	ゲートボール場	1
	在宅介護支援センター	5
	訪問看護ステーション	5
	デイサービスセンター	1
	特別養護老人ホーム	0
	養護老人ホーム	0
	軽費老人ホーム・ケアハウス	0
高齢者関連施設計	27	

障害者関連施設	知的障害児通園施設	1
	簡易マザーズホーム	1
	親子教室	1
	ことばの相談室	1
	知的障害者更生施設(通所)	0
	知的障害者更生施設(入所)	0
	知的障害者授産施設	0
	身体障害者福祉施設	0
	身体障害者療護施設	0
	障害者授産施設※小規模含	0
	福祉作業所(知・身・精)	3
	地域生活支援センター	1
	精神障害者生活訓練施設	0
	障害者関連施設計	8

子育て関連施設	保育所(公立)	10
	保育所(私立)	1
	幼稚園(私立のみ)	6
	子育て支援センター	1
	児童ホーム	3
	放課後ルーム	10
	小学校	10
	中学校	4
	高等学校	2
	養護学校	0
	大学(学部別)	0
	子育て関連施設計	47

保健医療関連施設	保健センター	1
	ケア・リハビリセンター	0
	病院・診療所	80
	歯科医院	69
	保健所	1
	看護学校	0
	公衆浴場	15
	保健医療関連施設計	166

生涯学習関連施設	公民館	4
	市民文化ホール	1
	市民文化創造館	1
	市民ギャラリー	1
	茶華道センター	1
	視聴覚センター	1
	図書館	1
	体育施設	3
	郷土資料館	0
	飛ノ台史跡公園博物館	1
	青少年会館	0
	女性センター	1
	市民センター	0
生涯学習関連施設計	13	

都市基盤施設等	街区公園	20
	近隣公園・地区公園	1
	総合公園・運動公園	0
	都市緑地	2
	児童遊園	26
	駅(路線別)	9
	郵便局	9
	警察署・交番・駐在所	6
	都市基盤施設等計	73

その他	出張所・連絡所(駅前含む)	1
	心配ごと相談所	1
	民生委員児童委員	132
	主たる事務所を置くNPO	31
	福祉ボランティア(団体)	29
	福祉ボランティア(人数)	566

※人口は平成16年10月1日を、それ以外は平成16年4月1日を基準に作成していますが一部例外もあります。

北部地区地域資源一覧

人口	総人口	99,398
	年少人口(0歳~14歳)	12,098
	生産年齢人口(15歳~64歳)	62,242
	高齢人口(65歳以上)	18,058
	高齢化率(%)	18.2
	世帯数	37,488

高齢者関連施設	老人福祉センター	1
	老人憩の家	6
	ゲートボール場	5
	在宅介護支援センター	7
	訪問看護ステーション	1
	デイサービスセンター	6
	特別養護老人ホーム	4
	養護老人ホーム	1
	軽費老人ホーム・ケアハウス	4
	高齢者関連施設計	35

障害者関連施設	知的障害児通園施設	0
	簡易マザーズホーム	0
	親子教室	0
	ことばの相談室	0
	知的障害者更生施設(通所)	1
	知的障害者更生施設(入所)	2
	知的障害者授産施設	2
	身体障害者福祉施設	1
	身体障害者療護施設	1
	障害者授産施設※小規模含	3
	福祉作業所(知・身・精)	4
	地域生活支援センター	0
	精神障害者生活訓練施設	1
	障害者関連施設計	15

子育て関連施設	保育所(公立)	2
	保育所(私立)	4
	幼稚園(私立のみ)	7
	子育て支援センター	0
	児童ホーム	4
	放課後ルーム	11
	小学校	11
	中学校	6
	高等学校	5
	養護学校	1
	大学(学部別)	0
	子育て関連施設計	51

保健医療関連施設	保健センター	1
	ケア・リハビリセンター	0
	病院・診療所	38
	歯科医院	39
	保健所	0
	看護学校	0
	公衆浴場	0
	保健医療関連施設計	78

生涯学習関連施設	公民館	7
	市民文化ホール	0
	市民文化創造館	0
	市民ギャラリー	0
	茶華道センター	0
	視聴覚センター	0
	図書館	1
	体育施設	3
	郷土資料館	0
	飛ノ台史跡公園博物館	0
	青少年会館	0
	生涯学習関連施設計	11

都市基盤施設等	街区公園	22
	近隣公園・地区公園	2
	総合公園・運動公園	1
	都市緑地	7
	児童遊園	43
	駅(路線別)	5
	郵便局	7
	警察署・交番・駐在所	4
	都市基盤施設等計	91

その他	出張所・連絡所(駅前含む)	3
	心配ごと相談所	1
	民生委員児童委員	120
	主たる事務所を置くNPO	8
	福祉ボランティア(団体)	45
	福祉ボランティア(人数)	864

※人口は平成16年10月1日を、それ以外は平成16年4月1日を基準に作成していますが一部例外もあります。

中部地区地域資源一覧

人口	総人口	81,989
	年少人口(0歳~14歳)	10,903
	生産年齢人口(15歳~64歳)	56,372
	高齢人口(65歳以上)	14,714
	高齢化率(%)	17.9
	世帯数	33,384

高齢者関連施設	老人福祉センター	1
	老人憩の家	7
	ゲートボール場	3
	在宅介護支援センター	4
	訪問看護ステーション	1
	デイサービスセンター	2
	特別養護老人ホーム	3
	養護老人ホーム	0
	軽費老人ホーム・ケアハウス	1
高齢者関連施設計	22	

障害者関連施設	知的障害児通園施設	0
	簡易マザーズホーム	0
	親子教室	1
	ことばの相談室	0
	知的障害者更生施設(通所)	1
	知的障害者更生施設(入所)	0
	知的障害者授産施設	0
	身体障害者福祉施設	0
	身体障害者療護施設	0
	障害者授産施設※小規模含	0
	福祉作業所(知・身・精)	1
	地域生活支援センター	0
	精神障害者生活訓練施設	0
	障害者関連施設計	3

子育て関連施設	保育所(公立)	7
	保育所(私立)	5
	幼稚園(私立のみ)	10
	子育て支援センター	1
	児童ホーム	4
	放課後ルーム	11
	小学校	11
	中学校	6
	高等学校	3
	養護学校	0
	大学(学部別)	0
	子育て関連施設計	59

保健医療関連施設	保健センター	0
	ケア・リハビリセンター	0
	病院・診療所	38
	歯科医院	35
	保健所	0
	看護学校	0
	公衆浴場	1
保健医療関連施設計	75	

生涯学習関連施設	公民館	4
	市民文化ホール	0
	市民文化創造館	0
	市民ギャラリー	0
	茶華道センター	0
	視聴覚センター	0
	図書館	0
	体育施設	4
	郷土資料館	0
	飛ノ台史跡公園博物館	0
	青少年会館	0
	女性センター	0
	市民センター	0
生涯学習関連施設計	8	

都市基盤施設等	街区公園	18
	近隣公園・地区公園	3
	総合公園・運動公園	5
	都市緑地	5
	児童遊園	22
	駅(路線別)	1
	郵便局	7
	警察署・交番・駐在所	5
	都市基盤施設等計	62

その他	出張所・連絡所(駅前含む)	2
	心配ごと相談所	1
	民生委員児童委員	118
	主たる事務所を置くNPO	10
	福祉ボランティア(団体)	30
	福祉ボランティア(人数)	536

※人口は平成16年10月1日を、それ以外は平成16年4月1日を基準に作成していますが一部例外もあります。

2 男女共同参画による地域づくり

現況と課題

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」を受けて、平成13年3月に「千葉県男女共同参画計画」が策定され、船橋市でも同時期に「船橋市男女共同参画計画（fプラン）」を策定しています。

本市の男女共同参画計画においては、男女平等と人権の尊重、政策立案・方針決定の場への男女共同参画、家庭生活と社会生活の両立の3点が基本理念として掲げられており、地域福祉計画では、これらの考え方が具現化される地域づくりを進めていくことが求められています。

実際の地域における人間関係は、子育てを通じたつながりを中心に女性の間で形成されているケースが多く、この他、隣近所の付き合いや町会・自治会活動といった地域での活動を通じた関係、地区社会福祉協議会等のボランティア活動やNPO活動による関係、さらに、リタイア後の男性も多く参加している生涯学習活動やサークル活動による関係等によって形成されています。

しかしながら、相互の助け合いが可能になる程度に緊密な人間関係が構築されている範囲は限られており、慣習等にとらわれた意識や社会の仕組みの中においては、女性の持つ能力が十分に活かされていないケースが見られるとともに、現役世代の男性の地域への関心や参加意識が希薄であることも多く、地域の中で孤立してしまう例も見受けられます。

施策の方向

男女の共同参画による地域福祉を進めるため、「船橋市男女共同参画計画（fプラン）」に基づき、行政においても地域においても、性別による役割分担や責任区分といった、^{*①}ジェンダーにとらわれた意識の改革を進め、仕事中心となっている男性の意識や生活様式の変革を図ります。

また、女性の^{*②}エンパワーメントを進めて、町会・自治会や地区社会福祉協議会等の地域における組織や団体の方針・政策決定の場への女性の参加を促進します。

船橋市男女共同参画計画（fプラン）の基本理念

1. 男女平等と人権の尊重

男女共同参画社会の根底を成すのは、憲法に謳われた人権の尊重であることは言うまでもありません。これまで、実際にさまざまな場面で平等が促進されてきていますが、社会構造における男女の完全な平等までには至っていません。

これからは、男女平等の視点に立って、両性が互いに補い合い健全な社会形成を図れるよう家庭・地域・職場などのあらゆる場においての環境づくり、人づくりを進めていくことが必要です。

また、特に女性の人権については、従来、個人的な問題と思われがちでしたが「労働における差別解消」「女性に対する暴力」「^{※③}リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」等について、人権問題と捉え具体的な取り組みが求められてきています。

2. 政策立案、方針決定の場への男女共同参画

男女共同参画社会の実現にあたっては、行政の政策立案や企業等における方針決定、あるいは家庭や地域社会での様々な役割分担等の場面において、男女いずれかの劣等性、優越性の観念、または定型化された役割に基づく偏見や慣習の障壁を取り除き、あらゆる場において男女が対等に参画し、責任を担っていくことが必要となっています。

3. 家庭生活と社会生活の両立

性別役割分担意識などによるジェンダーにとらわれた意識、また、社会の仕組み等から女性の社会的能力はなかなか活かされていないのが現状です。

また、家庭や地域への男性の関わり方の少なさは、家庭生活や社会生活においてひずみを生じさせる要因となっています。

これらの解決については、女性のエンパワーメントを図り、より能力の向上と活用に努め、男性にあっては自身の意識や仕事中心の生活様式の変革を図り、男女がともに家庭生活と社会生活との両立をできるよう努力していくことが大切です。

※①ジェンダー：「男は仕事」「女は家庭」等の社会的・文化的に形成された性差のことで、考え方や行動、生き方を性別によって制約し、画一化するように作用する。

※②エンパワーメント：政治・経済・家庭等のあらゆる場で、自分たちのことは自分たちで決めて行動できる能力を身につけ、パワーアップすることで、男女共同参画社会の構築にあたっては、特に女性を対象として用いることが多い。

※③リプロダクティブヘルス/ライツ：リプロダクティブヘルスは、ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブライツは、それを全ての人の基本的人権として位置づけようとする理論。

3 評価システムの普及・創出

現況と課題

平成12年に改正された社会福祉法では、福祉サービスのあり方が、従来の行政による「措置による福祉」から、サービスを利用する側と提供する側が対等な立場に立って結ぶ「契約による福祉」へと大きく転換されましたが、この、「契約による福祉」が適切に機能していくためには、利用者が契約に必要な情報を容易に入手できる仕組みづくりが必要です。

例えば、利用者が高額の入居金を払い込む有料老人ホーム等の場合には、継続的な運営が保障されることが前提となるため、経営母体そのものの評価情報が必要であり、また、個々のサービスの契約においては、事業者間の優劣を判断するためにサービスの質や内容等に関する評価情報が必要になります。

こうした状況に対応するため、国は、福祉サービスにおける^{※①}第三者評価制度の導入促進に取り組んでおり、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を示し、全国社会福祉協議会に「評価事業普及協議会」「評価基準等委員会」を設置するとともに、各都道府県に一つ推進組織を置いて、第三者評価事業の推進を図ることをしています。

しかしながら、評価実施機関の立ち上げや社会福祉事業者による評価機関の利用促進、さらには、利用者への情報の提供体制の整備等については今後の課題となっています。

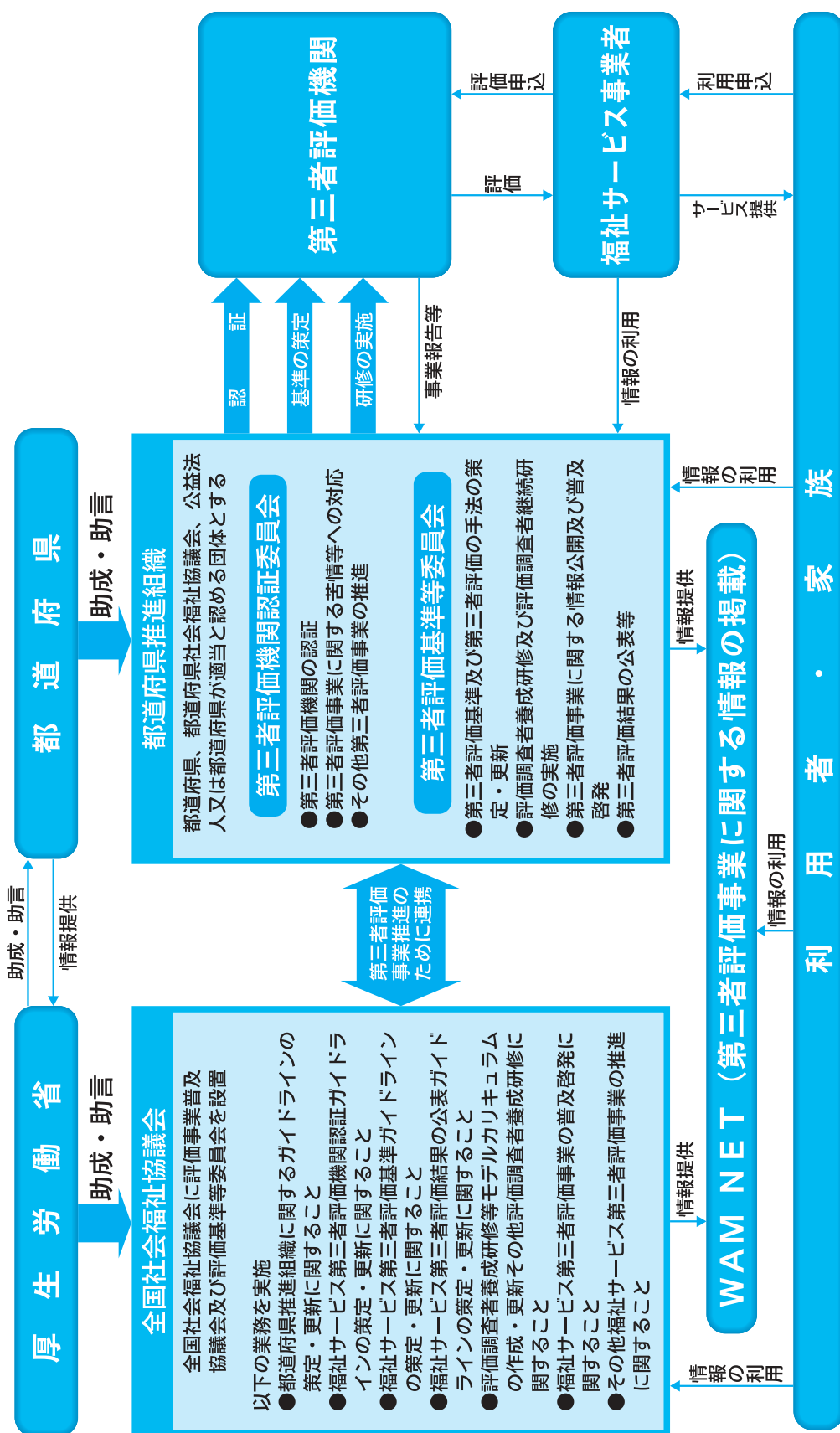
また、行政や医療機関等、社会福祉事業者以外が提供する様々なサービスの評価情報についても利用者が入手できる仕組みづくりが求められます。

施策の方向

民間の社会福祉事業者が提供する福祉サービスについて、全国共通の仕組みが整備される方向が示されたことに伴い、利用者が契約にあたって必要となる評価情報を容易に入手できるよう、社会福祉事業者に対して第三者評価を受けることの意義について啓発するとともに、利用者へのPRを進めます。

また、それ以外の多様なサービスに関する評価については、行政施策の事務事業評価を導入するとともに、NPOやボランティア団体等の市民組織による評価情報の集約・発信の仕組みづくりを支援します。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



※①第三者評価制度：39ページ注②を参照。

4 補償制度の確立

現況と課題

地域福祉を推進していくためには、自助（一人ひとりが努力すること）、及び共助（地域が協力して実現すること）を担う市民一人ひとりが、安心して活動できる環境づくりが必要ですが、活動している最中に事故に遭った際の十分な補償体制が無ければ、活動に参加したいと思う人がいても躊躇してしまうだろうことは、容易に想像がつきます。

船橋市では、これまで、市政に民意を反映させるための各種審議会・委員会等の委員として市民に協力を求める場合については、「^{※①}議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の準用」というかたちで補償を行うとともに、市民の自発性に基づくボランティア活動については、町会・自治会や地区社会福祉協議会の関係者と^{※②}ボランティアセンターへの登録者に限って保険料の一部負担や加入手続きなどの支援を図ってきました。

しかしながら、例えば、万一の大規模災害時には、そこに住む住民全員が協力し助け合って救助活動や援助活動を行うこととなりますし、また、最近では、町会・自治会や地区社会福祉協議会、ボランティアセンターとは関係を持たずに、独自の市民活動を展開する中で、地域住民に福祉サービスを提供する組織や団体が増えています。

これらの助け合い活動や福祉サービスの公共性、社会貢献性を考えると、市民活動を行う中で事故に遭った場合には、市民であれば誰もが補償の対象となる保険制度の整備が必要です。

施策の方向

現在、行政の各課においては、所管する市民団体等の事故に備えるため、様々な「賠償責任保険」への加入の手続きを取っていますが、今後は、活動中に起きた事故に対して賠償責任が問われた場合と活動者本人の傷害に対する2本立ての保障が可能で、市民団体や個人が行う市民活動全てを対象とした保険に一本化していくための研究を進めます。

保険の対象と想定される市民活動

地域社会活動 → 町会・自治会、PTA、児童健全育成（子育て）、防犯、防災、清掃、募金等に関する活動

社会福祉活動 → 地区社会福祉協議会、福祉施設、家事援助、ガイドヘルプ、手話通訳等に関する活動

社会教育活動 → 各種スポーツ、レクリエーション、趣味・教養・文化等に関する活動

市主催事業への参加等

「自由」で「任意」なボランティア保険制度も…

ボランティア活動への一層の参加を促進していくためには、市民活動に参加する全ての市民を対象とする保険制度を行政が整備することと併せて、ボランティア活動の原則である自発性に基づいた、極めて「自由」で「任意」な保険も必要であると考えられます。

市の保険の保障内容では、十分でないとする人や移送サービスのように、内容そのものが対象外となる活動を行いたい人に対して、保険料は本人負担になりますが、自分の意志で加入できる保険について、現在、「ボランティア保険」を運営している船橋市社会福祉協議会において、現行制度の充実や新しい保険制度の導入も含めて検討してもらえるよう、市から働きかけを行います。



※①議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の準用：議員及び非常勤の職員に対する公務上または通勤上の災害への補償について定めた条例に準じて取り扱うこと。

※②ボランティアセンター：35ページ注①を参照。

5 財源の確保

現況と課題

地域福祉を推進していくためには、自助（一人ひとりが努力すること）、共助（地域が協力して実現すること）、公助（行政が責任を持って推進すること）が連携を取りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要ですが、行政の行う公助と社会福祉協議会・地区社会福祉協議会や町会・自治会、NPO・ボランティア団体等が中心になる共助については、事業を実施していくための財源を確保していくことが必要になります。

しかしながら、本市においては、福祉に関する予算である民生費が、既に総予算額の3割を超えており、将来的な福祉サービスニーズの増加に十分に対応していくことが難しい状況になることが予想されています。

また、共助を支える地域の諸団体による活動は、一部のNPO等が介護保険事業者として必要な財源を得ているケースもありますが、多くの団体・組織では確固たる財源が確保されておらず、必要な人員の確保や事業の継続・拡大等には不安が伴うのが現状です。

施策の方向

船橋市では、平成15年度に「財政健全化プラン」を策定し、少子・高齢化の一層の進展が見込まれる中で、将来にわたって持続可能な財政構造へと転換を進めているところであり、今後とも当該プランに沿った改革を推進し、行政が実施する公助事業の実施や地域が行う共助事業に対する助成に必要な財源の確保に努めます。

また、地区社会福祉協議会を中心に、NPO、ボランティア団体等が地域の中で行う事業については、欧米社会のようにチャリティによって寄せられた暖かいお金を基盤として運営されることが望ましいものと考えられることから、新しい寄付文化の創造に向けて、生涯学習による市民意識の啓発を図るとともに、税金の一部を本人が指定するNPOやボランティア団体に寄付することができる仕組み等についても研究していきます。

船橋市財政健全化プラン推進項目の概要

項 目	内 容
定員の適正化	○類似団体とほぼ同水準になるよう職員数を約250人削減
委託の推進	○社会福祉施設や下水処理場などについて民間委託を推進
給与水準の適正化	○時間外勤務手当の縮減 ○特殊勤務手当の見直し ○年功序列的処遇制度の見直し ○退職手当の優遇制度の見直し ○昇給停止年齢の見直し
公営企業・特別会計・外郭団体のあり方	○国民健康保険事業の保険料の応能・応益の割合見直し ○下水道普及率の向上及び使用料金の見直し ○小型自動車競走事業の赤字が改善されない場合の廃止検討 ○中央卸売市場事業の活性化を図り一般会計からの負担額抑制 ○火災等災害共済事業及び交通災害共済事業の廃止 ○外郭団体の自立を促し市からの人的・財政的支援を抑制
受益者負担の適正化	○受益者負担の対象サービスの負担の適正化 ○高額所得者の保育料について相応の額とすることを検討 ○公民館使用料の見直し ○女性センター使用料の有料化 ○市役所来庁者駐車場の休日利用の有料化 ○自転車等駐車場整理料の見直し
全般的な事務事業の見直し	○事務事業全般について効率化・合理化を進めて経費を縮減 ○費用対効果が十分でない事業、当初の目的を達成した事業、民間において十分なサービスが提供されている事業の廃止・統合・縮小 ○児童・生徒数が過少な学校の統廃合の推進
市税等の確保	○悪質な滞納者に対する差し押さえや公売の推進 ○公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料等の収納率の向上
扶助費の見直し	○市単独事業及び国・県の基準を上回る事業について継続の可否及び水準の適否を見極めながら縮小・削減 ○給付型のサービスから社会的自立を支援するサービスへの移行及び地域との協働の推進
普通建設事業の取り扱い	○市民要望の強い道路整備や老朽施設の補修などを優先 ○ ^{※①} P F I や民設民営の導入

※①P F I：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

6 国・県等との連携

現況と課題

地域福祉の推進に向けて環境整備を行っていく上では、国や県、近隣市等との連携も必要になります。

例えば、国の福祉関係の法律が高齢者、障害者といった対象別になっていることによって行政機構も縦割りになり、横断的な福祉施策が実現しにくくなっていたり、NPO・ボランティア活動の財源となる寄付文化の創造や地域への参加意欲を向上させるための労働時間の短縮への取り組み等も国レベルでの取り組みが必要です。

また、県は、平成16年3月に^{※①}千葉県地域福祉支援計画を策定し、「市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針」「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上」及び「福祉サービスの適正な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備」の3項目について、県として取り組む施策や事業を示しています。

このうち、地域福祉を推進していくために必要な知識や技術を持った人材の育成や福祉サービス事業の健全な発達に欠かせない^{※②}第三者評価制度の構築といった事業は、本市の地域福祉の推進にも大きな影響があります。

さらに、ホームレス対策のように地域ごとに格差のある問題については、県による広域的な対応やコーディネート機能の発揮が期待されています。

施策の方向

地域福祉の考え方を実際の施策として実現していくため、横断的な行政施策の実施に必要な法律の整備やそれに伴う行政機構の改編、さらには、寄付文化を創造していくための福祉教育の拡充や税制面での優遇措置、労働時間の短縮等について国との連携を図ります。

また、県の行う施策の中には、政令市や中核市が除外されている事業もあることから、広域的に必要な事業については、政令市や中核市を含めた事業の実施を働きかけるとともに、市町村間の効率的・効果的な連携を図るために県が行うコーディネート業務に対して協力していきます。

広範な連携なしでは実現できない施策の例

●対象者別の福祉関係法令の統合

現在、日本の福祉関連の法律は、高齢者、障害者、子育てなど、対象者別に定められていますが、イギリス、デンマーク、スウェーデン等の国々では、「社会サービス法」という1つの法律によって、成人に対する様々な福祉施策が展開されており、例えば、「手帳制度」のように対象者を特定した福祉の仕組みは、むしろ「差別」であると捉えられる傾向にあります。

日本では対象者別の法体系に従って行政の仕組みが対象者別となり、各セクションごとにゴールドプラン、障害者プラン、エンゼルプランのように対象者別のプランが策定され実施されていますが、地域福祉の考え方はヨーロッパ諸国の法体系の考え方に近く、将来的には福祉関連法の統合も想定されます。

●福祉教育の充実

ともすれば受験競争を勝ち抜くことに偏りがちな現在の教育システムから、子どもたち一人ひとりの個性や感性を育むことを中心とする教育システムへと転換を進める中で福祉教育を拡充し、困っている人を助ける優しい心や自らが住んでいる地域に対して積極的に関わっていこうとする参加意識の育成を図っていくことが求められています。

●寄付に対する税制面からの支援

地域福祉を支える力の一つであるNPO・ボランティア活動の財政的な基盤となる寄付を拡大していくためには、人々の寄付に対する意識を啓発していくと同時に、寄付をしやすい環境を整備していくことが必要です。

世界的に見ると所得税の一定割合を本人が指定するNPOに寄付することができる制度等も実施されており、我が国においても寄付に対する税制面での優遇措置について検討していくことが必要になるものと考えられます。

●労働時間の短縮

日本の労働時間は、ヨーロッパ大陸の多くの国々に比較すると、概ね年間で200時間程度多くなっており、最近のリストラの進行に伴い1人あたりの労働時間は増加する傾向にあります。現役世代の地域への参加意識を育成していくためには、勤労者の時間的な余裕を確保していくことが必要であり、ワークシェアリングが可能となる社会的な仕組みづくりを進めて、労働時間の短縮を図っていくことも重要な課題となっています。

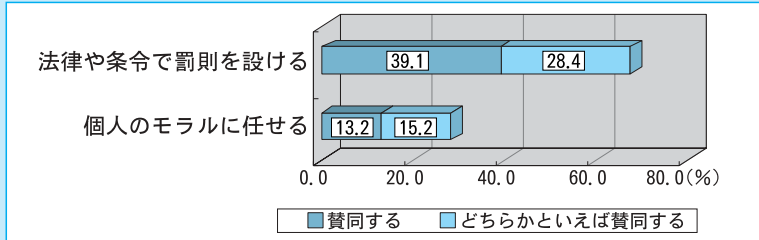
※①千葉県地域福祉支援計画：15ページ注②を参照。

※②第三者評価制度：39ページ注②を参照。

市民アンケートの結果 ～推進体制の整備編～

●マナー（公共を考える気持ち）の向上には

ごみの不法投棄や駅周辺の放置自転車、あるいは歩きたばこやポイ捨てといったマナーの向上を図るためには、7割近くの方が「法律や条令を整備して厳しく取り締まるべき」という考え方に賛同されており、「個人のモラルに任せる」という方を大きく上回っています。

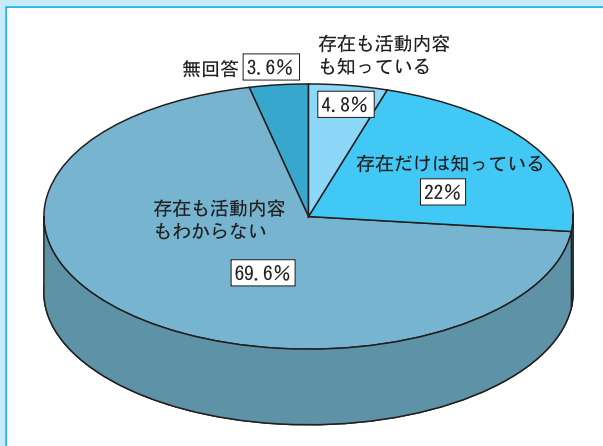


●ボランティア・NPO活動の活性化に必要なことBEST 10

地域福祉の推進にはボランティア活動やNPO活動等の市民による自発的な活動を活性化していくことが大切ですが、そのために必要と考えられることのうち上位となったのは次のような施策でした。

第1位：学校教育で重要性を教える	26.8%
第2位：身近な地域で気軽に参加できるボランティア団体を育成する	26.2%
第3位：活動の中で趣味や特技、専門的知識を生かせるようにする	25.9%
第4位：人間関係が負担にならないようにする	24.3%
第5位：元気な高齢者の参加を促進する	23.9%
第6位：興味や関心を持てるような内容にする	20.3%
第7位：時間的に負担の少ない活動内容にする	19.1%
第8位：若年層の参加を促進する	17.7%
第9位：ポイント制や地域通貨などにより、自分自身が必要なときにもボランティアのサービスを受けることができるようにする	16.0%
第10位：身近な地域に活動拠点を設置する	15.4%

●ボランティアセンターの活用は



ボランティアを希望する方とボランティアを必要とする方をコーディネートするボランティアセンターが、社会福祉協議会内に設置されており、4000人を超える市民が登録していますが、その存在や活動内容を知っていると答えた方は26.9%で、69.6%の方は「存在も活動内容も知らない」と回答しており、市民への一層のPRが必要です。